

2026 年 2 月 27 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 関 隆史



トヨタ車体健康保険組合の規約と保険料率の変更について

2026年2月11日に東海北陸厚生局へ申請しましたトヨタ車体健康保険組合の一般保険料率(9.5%から9.3%)変更が以下の通り認可されましたので公告します。併せて規約も変更となりました。
介護保険料率の変更はありません。

記

<料率の変更>

変更前		一般保険料率	調整保険料率	保険料率
負担割合	事業主	5.693	0.079	5.772
	被保険者	3.677	0.051	3.728
	計	9.370	0.130	9.500
合	実施年月日	令和6年3月1日		



変更後		一般保険料率	調整保険料率	保険料率
負担割合	事業主	5.571	0.079	5.650
	被保険者	3.599	0.051	3.650
	計	9.170	0.130	9.300
合	実施年月日	令和8年3月1日		

<料率の変更認可>

新	旧
(保険料及び調整保険料の負担割合) 第45条 一般保険料額及び調整保険料額の93分の56.50は事業主、93分の36.50は被保険者において負担する。(小数点第3位を四捨五入する。)	(保険料及び調整保険料の負担割合) 第45条 一般保険料額及び調整保険料額の95分の57.72は事業主、95分の37.28は被保険者において負担する。(小数点第3位を四捨五入する。)

※東海北陸厚生局認可書 添付

以上